

令和3年度

建設経済部

産業振興課

(一般会計)

9月補正予算説明資料
【追加】

令和3年度 9月補正予算【追加】 総括表（一般会計）

（建設経済部 産業振興課）

（単位：千円）

歳 入				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
13.1.5	商 工 使 用 料	238	0	238
15.1.5	県 事 務 委 譲 交 付 金	16	0	16
15.2.4	労 働 費 県 補 助 金	3,000	0	3,000
15.2.6	商 工 費 県 補 助 金	500	0	500
16.1.1	財 産 貸 付 収 入	29,553	0	29,553
17.1.2	総 務 費 寄 附 金	200,000	0	200,000
18.1.5	地域雇用創出推進基金 繰 入 金	24,251	0	24,251
20.3.1	中 小 企 業 融 資 貸 付 金 元 金 収 入	152,000	0	152,000
20.4.3	雑 入	1,674	0	1,674
歳 入 合 計		411,232	0	411,232

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
2.1.6	企 画 費	125,035	0	125,035
5.1.1	労 働 諸 費	35,131	0	35,131
7.1.2	商 工 業 振 興 費	261,625	0	261,625
7.1.3	企業誘致育成推進費	101,329	40,243	141,572
7.1.4	観 光 費	17,981	0	17,981
歳 出 合 計		541,101	40,243	581,344

令和3年度 9月補正予算【追加】説明資料（一般会計）

（歳出）

建設経済部 産業振興課 企業雇用商工係 （単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計			
16	～	17	380519	○	事業費	5,000	事業費	40,243	事業費	45,243		
款			項	目	国	5,000	国	40,243	国	45,243		
7	商工費	1	商工費	3	企業誘致育成推進費	0	県	0	県	0		
事業名		新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業費			財源内訳	0	地方債	0	地方債	0		
対象		県の要請に従い「福岡県感染拡大防止協力金」の交付を受けた事業所			財源内訳	0	その他	0	その他	0		
目的		県の緊急事態措置（要請）によって影響を受けた事業所の経営支援を行うもの。			財源内訳	0	一般財源	0	一般財源	0		
事業内容及び実施方法等		【田川市感染拡大防止支援金】 令和3年8月17日発令の緊急事態宣言を受け、福岡県が実施した緊急事態措置（要請）に応じた事業所に対して、県から交付される協力金に上乗せし、支援金を支給するもの。 支給額 最大10万円			科目		科目		予算額			
					10 消耗品費				130			
					11 郵便料				80			
					11 その他手数料				33			
					18 田川市感染拡大防止支援金				40,000			
備考欄 （メモ）												
									計		40,243	

田川市感染拡大防止支援金

令和3年8月17日発令の緊急事態宣言を受け福岡県が実施する緊急事態措置（要請）に応じた事業所に対して、県の協力金に上乗せして支援を行うものです。

なお、緊急事態宣言の延長に伴う県の要請についても対応することとしたい。

1 福岡県感染防止協力金 第11期及び第12期への上乗せ支援

(1) 福岡県からの要請

ア 区域

田川市内全域

イ 期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで【第11期】

令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで【第12期】

ウ 対象施設

(ア) 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設

※施設を設けて客に飲食させる営業を行う露店営業（屋台）は、要請の対象

※「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」は、要請の対象

(イ) 次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外

※ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

エ 要請内容

(ア) 酒類又はカラオケ施設を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む）は、次のa・bのいずれかに応じること

a 休業すること

b 酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて、営業時間を5時から20時とすること

※bは、もともとの営業時間が、5時から20時までの間である店舗は対象外

(イ) 酒類又はカラオケ施設を提供しない飲食店等

営業時間を5時から20時とすること

※もともとの営業時間が、5時から20時までの間である店舗は対象外

(2) 田川市の上乗せ額

上記(1)の要請に従い、「福岡県感染拡大防止協力金」の交付（交付決定を含む）を受けた事業所に各期一律5万円を交付します。

ただし、複数の事業所を有していても、交付されるのは各期一律5万円となります。

(3) 交付対象者

上記(1)の要請に従い、「福岡県感染拡大防止協力金」の交付（交付決定を含む）を受けた事業所で、以下の法人及び個人事業者を交付対象者とします。

ア 田川市内に事業所を有する法人及び個人事業者（市内の事業所）

イ 田川市に本社を有する法人及び田川市に住民票を有する個人事業者（市外の事業所も可）

2 福岡県感染防止協力金（大規模施設） 第5期及び第6期への上乗せ支援

(1) 福岡県からの要請

ア 区域

田川市内全域

イ 期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで【第5期】

令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで【第6期】

ウ 対象施設

(ア) 劇場、集会場、展示場、貸会議室、ホテル（集会場部分のみ）、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、博物館等

(イ) 大規模小売店、ショッピングセンター、家電量販店、マージャン店、パチンコ屋等

エ 要請内容

(ア) 対象施設(ア)については、次のa・bに応じること

a 人数上限5000人かつ50%以内

b 1000㎡超の施設については、営業時間を20時までとすること

※イベント開催の場合は21時まで

(イ) 対象施設(イ)については、営業時間を20時までとすること（1000㎡超の施設）

(2) 田川市の上乗せ額

上記(1)の要請に従い、「福岡県感染拡大防止協力金」の交付（交付決定を含む）を受けた事業所に各期一律5万円を交付します。

ただし、複数の事業所を有していても、交付されるのは各期一律5万円となります。

(3) 交付対象者

上記(1)の要請に従い、「福岡県感染拡大防止協力金」の交付（交付決定を含む）を受けた事業所で、以下の法人及び個人事業者を交付対象者とします。

ア 田川市内に事業所を有する法人及び個人事業者（市内の事業所）

イ 田川市に本社を有する法人及び田川市に住民票を有する個人事業者（市外の事業所も可）

3 予算額

18 交付金：支援金 100,000円×400事業所＝40,000,000円

（参考）田川市事業者支援金における「M 宿泊業、飲食サービス業」の交付実績299事業所

10 需要費：消耗品費 130,000円

11 役務費：郵便料 80,000円

11 役務費：振込手数料 33,000円

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）における 追加交付分の取扱について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「事業者支援分」（以下「事業者支援交付金」という。）を追加交付することについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付について」（令和3年8月17日付事務連絡）においてお知らせしていたとおり、令和3年4月30日付で閣議決定された令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費5,000億円のうち留保している2,000億円及び令和2年度補正予算で令和3年度へ繰越したもののうち1,000億円の総額3,000億円について交付することとします。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）について所要の改正を行うとともに、事業者支援交付金（追加交付分）に係る運用について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業者支援交付金（追加交付分）について

事業者支援交付金（追加交付分）は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、臨時交付金の特別枠として創設された「事業者支援分」を追加交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、この趣旨を十分に踏まえ、事業者支援交付金と通常分交付金（臨時交付金のうち事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金及び即時対応特定

経費交付金を除いたものをいう。以下同じ。)を有効に活用しながら、事業の実施に取り組むようお願いいたします。

2. 事業者支援交付金（追加交付分）の対象について

(1) 交付対象者

事業者支援交付金（追加交付分）の交付対象者は、都道府県及び市町村とします。

(2) 交付対象事業

事業者支援交付金（追加交付分）の交付対象事業は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱について」（令和3年4月30日付事務連絡。以下「令和3年4月30日付事務連絡」という。）2（2）と同じです。市町村においては、必要に応じて都道府県と連携し、都道府県が実施する支援措置の上乗せや要件緩和等のほか、都道府県の施策を補完する市町村独自の支援に取り組むこともご検討ください。

なお、同事務連絡2（2）における「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」については、旅行の中止・延期等の影響を受ける交通事業者・観光事業者・イベント事業者等に対する支援も重要となりますので、これらの事業者に対する支援に取り組むこともご検討ください。

(3) 事業者支援交付金（追加交付分）に係る対象外経費

事業者支援交付金（追加交付分）に係る対象外経費は、令和3年4月30日付事務連絡2（3）と同じです。

なお、協力要請推進枠交付金の地方負担分を事業者支援交付金の対象外経費としていますが、対象外経費となるのは、即時対応特定経費交付金を充てることが可能な協力要請推進枠の地方負担分であることにご留意ください。

3. 交付限度額について

事業者支援交付金（追加交付分）に係る交付限度額（都道府県分に係る交付限度額総額は2,000億円、市町村分に係る交付限度額総額は1,000億円。）は、事業所数を基礎とし財政力を反映して算定した額とし、制度要綱別紙1の3（2）ア及びイの算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.059065237$
- ・市町村分 $\alpha = 1.013403531$
 $\beta = 0.999950102$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの事業者支援交付金（追加交付分）に係る交付限度額は別途通知します。

4. 執行スケジュールについて

今般の事業者支援交付金の追加交付に伴い、令和3年度における新たな執行スケジュールを設けることとします。令和3年度実施計画の第3回提出期限は、9月15日とします。

事業者支援交付金（追加交付分）の早期の交付を希望する地方公共団体は、この期限までに実施計画をご提出ください。提出は任意であり、早期の交付を希望されない地方公共団体は、提出の必要はありません。

第4回提出期限は、10月11日とします。第3回提出期限において、提出していない地方公共団体は、この期限までに実施計画をご提出ください。

また、実施計画提出後の交付申請・交付決定等の手続は、別紙のスケジュールで進める予定です。

なお、冬頃に予定されている受付の際に、第1回提出、第2回提出、第3回提出及び第4回提出の際に提出した実施計画の内容についても、必要に応じ、変更可能とします。

5. 実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

事業者支援交付金（追加交付分）の実施計画については、新たな実施計画の作成ではなく、令和3年度実施計画を変更して作成してください。新様式（別紙3）を送付しますので、第3回以降に提出する実施計画の作成に当たっては、当該様式を使用するようお願いいたします。

実施計画の作成に当たっては、別紙4の記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 実施計画の提出期限

令和3年度実施計画の第3回提出期限及び第4回提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。早期の交付を希望する地方公共団体は、第3回提出期限までに実施計画をご提出ください。また、第3回及び第4回の提出期限においては、事業者支援交付金の対象事業の追加だけでなく、必要に応じて通常分交付金の対象事業の追加も認めることとします。事業者支援交付金（追加交付分）は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により影響を受ける事業者に対する支援事業を対象とする趣旨に鑑み、速やかに事業を実施するようお願いいたします。

第3回提出期限：**令和3年9月15日（水）12:00【厳守】※任意**

第4回提出期限：**令和3年10月11日（月）12:00【厳守】※原則全団体**

(3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_r3（半角アンダーバーr3）+_（半角アンダーバー）+提出回」としてください。メールの件名について、各都

道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は、「〇〇県」等としていただいで構いません。

例) メール件名：「01100_北海道札幌市_r3_3」「02000_青森県_r3_4」 など

ファイル名：「01100_北海道札幌市_r3_3. xlsx」「02000_青森県_r3_4. xlsx」 など

(4) 提出資料

提出資料は、以下の①～④（③及び④は該当ある場合）です。①～③の各様式は、別紙3のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

- ① 実施計画：別紙4の記入要領及び記入例等を参照の上、必要事項を記入してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
- ③ 基金調べ：交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
- ④ 事業実施状況及び効果検証に関する資料：事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いします。

<関係資料一覧>

別紙1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付

別紙2 今後のスケジュール

別紙3 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ

別紙4 実施計画記入要領

別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）

別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

令和3年度

建設経済部

土木課

(一般会計)

9月補正予算説明資料
【追加】

令和3年度9月補正予算【追加】総括表（一般会計）

（建設経済部 土木課）

（単位：千円）

歳 入				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
11.1.1	交通安全対策特別交付金	10,000	0	10,000
13.1.4	農 林 業 使 用 料	2,803	0	2,803
13.1.6	土 木 使 用 料	23,680	0	23,680
13.2.3	土 木 手 数 料	161	0	161
13.3.1	証 紙 収 入	9	0	9
14.2.4	土 木 費 国 庫 補 助 金	142,023	0	142,023
14.3.3	土 木 費 国 庫 委 託 金	21,776	0	21,776
15.2.5	農 林 業 費 県 補 助 金	39,300	0	39,300
15.2.7	土 木 費 県 補 助 金	7,205	0	7,205
15.2.10	災 害 復 旧 費 県 補 助 金	0	20,800	20,800
16.1.1	財 産 貸 付 収 入	40	0	40
18.1.6	特 定 農 業 施 設 管 理 基 金 繰 入 金	55,865	0	55,865
20.4.3	雑 入	302	0	302
歳 入 合 計		303,164	20,800	323,964

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
2.1.16	諸 費	300		300
6.1.5	農 地 費	328,888		328,888
8.2.1	道 路 橋 り よ う 総 務 費	25,151		25,151
8.2.2	道 路 橋 り よ う 維 持 費	144,402		144,402
8.2.3	道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	666,952		666,952
8.3.1	河 川 総 務 費	45,403		45,403
8.4.4	国 土 調 査 費	7,971		7,971
9.1.4	水 防 費	172		172
11.1.1	道 路 橋 り よ う 災 害 復 旧 費	8,000	10,000	18,000
11.1.2	河 川 等 災 害 復 旧 費	1		1
11.2.1	農 林 施 設 一 般 災 害 復 旧 費	9,000	32,000	41,000
歳 出 合 計		1,236,240	42,000	1,278,240

令和3年度 9月補正予算【追加】説明資料（一般会計）

（歳入）

建設経済部 土木課 土木管理係（単位：千円）

予算書のページ			款		項		目	既定額	補正額		計					
12	～	13	15	県支出金	2	県補助金	10	災害復旧費県補助金(新設)	0	20,800	20,800					
節			既定額		補正額		計		説明							
1	農林施設災害復旧費補助金		0		20,800		20,800									
									項目		既定額		補正額		計	
									農業用施設一般災害復旧費補助金		0		20,800		20,800	
									合計		0		20,800		20,800	
県補助対象災害の発生による																

令和3年度 9月補正予算【追加】説明資料（一般会計）

（歳出）

建設経済部 土木課 土木管理係 （単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計		
16	～	17	650210		事業費	8,000	事業費	10,000	事業費	18,000	
款			項	目	国		国		国	0	
11	災害復旧費	1	公共土木施設災害復旧費	1	道路橋りょう災害復旧費		県		県	0	
事業名			道路橋りょう災害復旧事業費			財源内訳	地方債	2,500	財源内訳	地方債	10,500
補正の理由			災害による市道等の復旧工事が生じたことによる増額補正			財源内訳	その他	0	財源内訳	その他	0
						財源内訳	一般財源	10,000	財源内訳	一般財源	10,000
補正の内訳			令和3年8月の大雨により、復旧工事が必要となり、当初計上していた災害復旧費に不足が生じたため			科目		既定額	補正額	計	
						12	設計等委託料	500	0	500	
						12	倒木処理等委託料	500	0	500	
						14	道路橋りょう災害復旧工事請負費	7,000	10,000	17,000	
									0	0	
									0	0	
備考欄（メモ）									0	0	
									0	0	
									0	0	
						計		8,000	10,000	18,000	

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計		
16	～	17	630206		事業費	9,000	事業費	32,000	事業費	41,000	
款			項	目	国		国		国	0	
11	災害復旧費	2	農林施設災害復旧費	1	農林施設一般災害復旧費		県	20,800	県	20,800	
事業名			農林施設一般災害復旧事業費			財源内訳	地方債	7,400	財源内訳	地方債	13,200
補正の理由			災害による農道等の復旧工事が生じたことによる増額補正			財源内訳	その他	0	財源内訳	その他	0
						財源内訳	一般財源	3,800	財源内訳	一般財源	7,000
補正の内訳			令和3年8月の大雨により、伊加利農業用排水路及び農道災害復旧工事が生じたため 32,000,000円			科目		既定額	補正額	計	
						12	設計等委託料	500	0	500	
						12	倒木処理等委託料	500	0	500	
						14	農林施設災害復旧工事請負費	8,000	32,000	40,000	
									0	0	
									0	0	
備考欄（メモ）									0	0	
									0	0	
									0	0	
						計		9,000	32,000	41,000	

伊加利地区農業用施設災害復旧事業

位置図



被災写真 写真②



被災写真 写真③

